

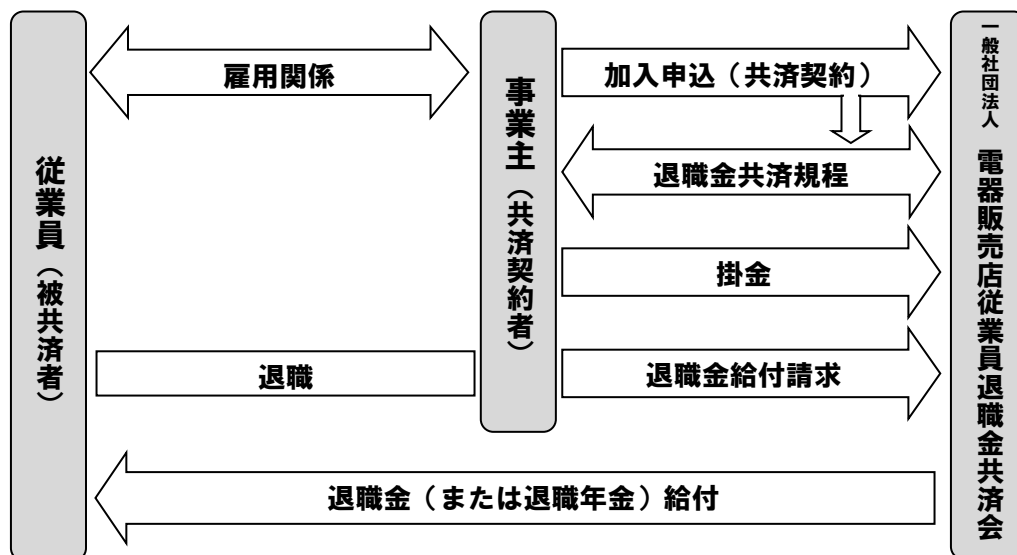
1) 特定退職金共済制度とは

特定退職金共済制度（以下「特退共」といいます。）とは、退職金制度のない販売店、または退職金制度はあっても退職金の積立が充分になされていない販売店、あるいは単独では退職金制度が実施できない販売店のために、退職金の支給のみを目的として設立された一般社団法人（以下「特退共団体」といいます。）が母体となり、これらの販売店にかわって退職金事業をおこなう制度です。
このように福祉事業の一環としておこなわれ、

税法上も特典がありますが、その実施にあたってはあらかじめ所轄税務署長の承認を受けることが必要であり、このためには所得税法施行令第73条に定める要件を満たしていることが条件となっています。

この要件は、つぎにご説明いたしますが、いずれも特退共の基本をなす大切なことから事業主の皆様には要件違反のないよう今一度ご確認をお願いいたします。

〈制度のしくみ〉



— 特退共の要件 —

1. 掛金の負担は・・・

事業主は共済契約者として掛金を全額負担しなければなりません。

2. 加入させる方は・・・

すべての従業員を被共済者として加入させなければなりません。ただし、つぎの方は必ずしも加入させる必要はありません。

〈加入させなくてもよい方〉

- ① 期間を定めて雇用される方
- ② 季節的業務に雇用される方
- ③ 試用期間中の方
- ④ 常時勤務に服することを要しない方
- ⑤ 所定労働時間の特に短い方
- ⑥ 休職中の方

なお、つぎの方は加入できません。

- ① 事業主
- ② 事業主である個人と生計を一にする親族
- ③ 法人の役員（ただし、使用人兼務役員[※]は除きます。）
- ④ 他の特定退職金共済団体の被共済者
（注）中小企業退職金共済制度との重複加入は認められます。

※使用人兼務役員とは、法令で定める役員のうち次に該当する役員以外の役員であること。

- ① 代表取締役、代表執行役、代表理事および清算人
- ② 副社長、専務、常務、その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③ 合名会社、合資会社および合同会社の業務を執行する社員
- ④ 取締役（委員会設置会社の取締役に限る。）、会計参与および監査役並びに監事
- ⑤ 同族会社の役員のうち法人税法施行令第71条第1項第5号イ～ハの要件を満たしている方

イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ（同順位の株主グループが2以上ある場合には、そのすべての株主グループ。以下この号イにおいて同じ。）の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位および第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

- (1) 第一順位の株主グループの所有割合が100分の50を超える場合における当該株主グループ
- (2) 第一順位および第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて100分の50を超えるときにおけるこれらの株主グループ

(3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて100分の50を超えるとにおけるこれらの株主グループ

□ 当該役員の属する株主グループの当該会社に係る所有割合が100分の10を超えていること。

ハ 当該役員（その配偶者およびこれらの者の所有割合が100分の50を超える場合における他の会社を含む。）の当該会社に係る所有割合が100分の5を超えていること。

3. 給付金の支払いは・・・

退職金・・・被共済者（加入従業員または加入従業員であった方をいう。以下同じ。）にお支払いします。

退職年金（退職金に代えてお支払いします。）

・・・被共済者にお支払いします。

死亡退職金・・・被共済者のご遺族にお支払いします。

解約手当金・・・被共済者にお支払いします。

被共済者に給付金が支払われるのは制度の目的からして当然のことですが、中には退職した従業員の方に販売店で退職金を先払いしたので販売店で特退共給付金を受取りたいという場合もあるかと思えます。しかし、このような場合も含め税法上（所得税法施行令第73条）いかなる場合でも販売店の代理受領は認められませんのでご留意願います。

4. 掛金の限度は・・・

当初加入分および途中増額分については、1口月額1,000円（事業会費を含みます。）とし、1人について30口が限度です。

過去勤務年数分については当初加入口数と同じか、それ以下の口数で22口が限度となり、申込口数、過去勤務年数に応じた掛金月額となります。

CP2025-0208

CP2025-0209